

交 規 第 2 0 9 号
平 成 3 0 年 8 月 2 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて

見出しの件については、今般、国土交通省住宅局建築指導課長及び市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長宛てに別添1「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（以下「国土交通省住宅局通知」という）が発出されたことを受け、道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可については、下記のとおり対応することとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達に関しては、国土交通省住宅局、同省道路局及び消防庁と調整済みであること並びに国土交通省道路局路政課長から各地方整備局道路部長等に対し別添2「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」の通知が、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等に対し別添3「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について（通知）」の通知がそれぞれ発出されていることを申し添える。

記

1 連絡協議会における適切な対応

国土交通省住宅局通知のとおり、道路の上空に設ける通路について特定行政庁に建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号の許可の申請があった場合には、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会が設けられることから、警察署長は、同協議会において交通の安全と円滑を確保する観点から必要な参画を行い、道路使用許可の運用について十分な調整を図ること。

2 道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の判断要領

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の可否の判断に際しては、1の連絡協議会等を通じて当該通路の設置が国土交通省住宅局通知に適合するものであるかを確認し、同通知に適合するものである場合には、原則として、必要な条件を付して当該通路の設置を許可すること。この際、国土交通省住宅局通知に掲げられた事項のうち、交通の安全と円滑に係る事項については、警察署長において主体的に審査を行うこと。

【担当】

交通規制課 規制第二係

国住指第 1201 号
国住街第 80 号
平成 30 年 7 月 11 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

市街地建築課長

道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号
の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）

道路の上空に設ける通路については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号）において許可基準を、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（昭和 47 年 1 月 22 日付け建設省住指発第 904 号）、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（平成 8 年 3 月 19 日付け警察庁丁規発第 32 号、建設省道政発第 44 号、建設省住指発第 90 号、建設省住街発第 30 号、消防予第 39 号）において、当該基準に係る取扱いをそれぞれ定めていたところである。

今般、建築物や道路の利用実態、法令の改正動向等を踏まえ、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号に基づく許可の運用について、下記のとおり整理したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、執務の参考として頂くようお願いする。

また、上記の各通知については、別途廃止されているが、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可にあたっては、これまで「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号）で定められていたとおり、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会を設け、許可に関する事務の連絡や調整を十分に図られたい。

なお、本通知に併せて、警察庁、消防庁及び道路局においても、別添のとおり、各関係部局宛てに通知していることを申し添える。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知されたい。

記

一 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第 28 条第 1 項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。
- (8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (9) 上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

二 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路は、同一建築物について一個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二個以上とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、(ロ) の水平距離を縮小することができる。
 - (イ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - (ロ) 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離 10m 以内の場所

三 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - (イ) 通路を設ける建築物から 5m 以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりとは耐火構造とすること。
 - (ロ) 通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
 - (ハ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適切な措置を講ずること。
 - (ニ) 通路には、建築基準法施行令第 126 条の 3 に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適切な排煙の措置を講ずること。ただし、(ロ) において建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。
- (2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととすること。
 - (3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
 - (4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適切な構造とすること。
 - (5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
 - (6) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。
 - (7) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

四 その他

上記一から三までについては、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可に関する一般的な考え方を示すものであるので、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。

国 道 利 第 7 号
平成30年7月11日

各地方整備局 道路部長 殿
北海道開発局 建設部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿

道路局 路政課長

道路の上空に設ける通路の取扱いについて

道路の上空に設ける通路の取扱いについては、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）において許可基準を、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（平成8年3月19日付け警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住街発第30号、消防予第39号）において占用の許可基準に係る取扱いを定めていたところである。

今般、建築物及び道路の利用実態等を踏まえた関係省庁の調整により「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）が廃止され、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について（通知）」（平成30年7月11日付け消防予第423号）、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号）及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成30年7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号）について、別紙のとおり通知されているので、道路占用許可を行うに当たっては、下記に留意の上、引き続き弾力的運用に努められたい。

なお、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（平成8年3月19日付け警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住街発第30号、消防予第39号）の廃止については別途通知するほか、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（昭和46年10月11日付け建設省道政発第107号）」については、廃止する。

記

- 1 道路の上空に設ける通路について道路占用許可を行うに当たっては、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会を設け、道路占用許可に関する事務の連絡及び調整を十分に図ること。
- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号及び第44条第1項に規定する建築物に当たらないものとして、同法第44条第1項第4号の規定に基づく許可を要しない道路の上空に設ける通路においては、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないことについて個別に審査の上、道路占用許可を行うこと。

消防予第 423 号
平成 30 年 7 月 11 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

道路の上空に設ける通路に係る消防法第 7 条の同意の運用について (通知)

道路の上空に設ける通路については、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号。以下「基準通知」という。)において消防法第 7 条の同意 (以下「同意」という。)の基準を、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(平成 8 年 3 月 19 日付け警察庁丁規発第 32 号、建設省道政発第 44 号、建設省住指発第 90 号、建設省住街発第 30 号、消防予第 39 号)において当該基準に係る取扱いを定めていたところです。

今般、建築物や道路の利用実態、法令の改正動向等を踏まえ、道路の上空に設ける通路に係る同意の運用について、下記のとおり整理したので、執務上の参考としていただきますようお願いいたします。

また、上記の各通知については、別途廃止されていますが、道路の上空に設ける通路に係る同意にあたっては、これまで基準通知で定められていたとおり、道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設け、同意に関する事務の連絡や調整を十分に図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言であること、また、本通知に併せて、国土交通省住宅局、道路局及び警察庁においても、別添のとおり、各関係部局あてに通知していることを申し添えます。

記

1 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路 (以下「通路」という。)は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供

しないこと。

- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第 28 条第 1 項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。
- (8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (9) 上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

2 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路は、同一建築物について一個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二個以上とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。
 - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - イ 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離 10m 以内の場所

3 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - ア 通路を設ける建築物から 5m 以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。
 - イ 通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
 - ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適切な措置を講ずること。
 - エ 通路には、建築基準法施行令第 126 条の 3 に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 2 号に掲

げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。

- (2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととする。
- (3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- (4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適当な構造とすること。
- (5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- (6) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。
- (7) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

4 その他

- (1) 上記1から3までについては、道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意に関する一般的な考え方を示すものであるので、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。
- (2) 必要があると認める場合は、従前の運用と変わらず、通路とこれを設けた建築物とを一の防火対象物として消防法第8条の規定を適用すること。

<連絡先>

消防庁予防課予防係

柏原係長、岡崎事務官

電話：03-5253-7523/FAX：03-5253-7533

mail k2.okazaki@soumu.go.jp